1. 藤井寺市保健福祉計画推進協議会規則

平成 25 年 3月 29 日規則第 29 号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和42年藤井寺市条例第19号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、藤井寺市保健福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 保健福祉施策推進のための意見集約
 - (2) 保健福祉施策に関する調査研究
 - (3) 保健福祉施策の実施に当たっての助言
 - (4) 保健福祉計画策定に当たっての市長からの諮問の審議及び報告
 - (5) その他保健福祉施策の推進に関し必要な事項 (組織)
- 第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 保健福祉関係団体を代表する者
 - (2) 学識経験のある者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 公募による市民
 - (5) 市の職員
 - 一部改正〔平成30年規則23号〕

(任期)

- 第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

- 第7条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門的事項を分掌させるため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。
- 2 部会は、施策の検討、供給サービス、事例研究等事務及び各種行政計画の審議を 分掌する。
- 3 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 4 部会には部会長を置き、正副会長が分担し部会を総理する。
- 5 その他部会の会議に関する事項は、前条の規定を準用する。 (幹事)
- 第8条 協議会に、幹事若干人を置く。
- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。 (関係者の出席)
- 第9条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係のある者の出席を 求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第10条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において行う。
- 2 部会の庶務は、部会を主宰する担当課において行う。
 - 一部改正 (平成 28 年規則 111 号 令和 2 年 8 号)

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に委員である者は、この規則の規定により委嘱されたもの とみなす。

附 則 (平成 28 年 12 月 28 日規則第 111 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月26日規則第23号)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第8号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2. 藤井寺市保健福祉計画推進協議会いきいき長寿部会委員名簿

令和3年2月1日現在

氏名		区分	役職等
藤本恭平	0	保健福祉 関係機関	藤井寺市医師会 会長
長 畑 多 代	0	学識経験者	大阪府立大学看護学部 教授 (生活支援看護学領域老年看護学分野)
落 合 伸 行		保健福祉 関係機関	藤井寺市歯科医師会 会長
中西秀之		保健福祉 関係機関	藤井寺市薬剤師会 会長
田中成和		保健福祉関係 団体の代表者	藤井寺市老人クラブ連合会 会長
西野由美		保健福祉 関係機関	社会福祉法人好老会 特別養護老人ホームひかり・第2ひかり 統括施設長
明石マスミ		市民代表	

◎:部会長 ○:副部会長 (敬称略)

3. 用語集

用語	説明
【あ行】	
ICT(アイシーティー)	Information and Communication Technology の略。 パソコンやインターネット等を用いた情報通信技術。ITとほぼ同様の意味だが、ネットワークを利用したコミュニケーションの重大性が増大しているため、Communicationという言葉を入れたICTが用いられている。
アセスメント	利用者の心身の状況や置かれている環境、本人・家族の希望 等の情報を収集し、評価・課題分析等を行うこと。
アセスメントシート	ケアマネジャーがケアプランを作成する際に、利用者の心身の 状況や置かれている環境、本人・家族の希望等の情報を収集し、 評価・課題分析等を行うために使用するツール。様々な様式があり、情報共有を行う際にも有効。
インフォーマルサービス	公的機関や専門職による制度に基づくサービス・支援(フォーマルサービス)以外の支援のことで、家族や近隣、地域社会、NPO、ボランティア等が行う非公式的なサービス。
ADL (エーディーエル)	ADL (Activities of Daily Living=日常生活動作)は、日常生活を送るために最低限必要な日常的な動作で、「起居動作・移乗・移動・食事・更衣・排泄・入浴・整容」等を指す。
IADL (アイエーディーエル)	IADL (Instrumental ADL=手段的日常生活動作)は、「掃除・料理・洗濯・買い物等の家事や交通機関の利用、電話対応、服薬管理、金銭管理、趣味」等の複雑な日常生活動作のことを指す。
SDGs (エスディージーズ)	Sustainable Development Goals の略。 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた「持続可能な開発目標」のこと。 先進国・途上国を含め、すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17 のゴールとその課題ごとに設定された 169 のターゲットから構成される。
NPO法人	民間非営利団体。非営利活動を行う非政府、民間の組織。Non
(エヌピーオー)	Profit Organization。
【か行】	
介護保険法	高齢化に対応し、高齢者を国民の共同連帯のもと支える仕組み として導入された介護保険制度について、その実施のために必要 な事項を定めた法律。平成9年 12 月に公布、平成 12 年4月に施 行された。
介護予防	高齢者が健康で自立した生活を送れるよう、要介護状態になる ことをできる限り防ぎ、また要介護状態になっても状態がそれ以上 に悪化しないようにすること。

用語	説明
介護予防· 日常生活支援総合事業	市町村で行う地域支援事業の一つで、住民等の多様な主体や 社会資源の活用等を図りつつ、地域の高齢者を対象として、介護 予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を市町村の判断・創
基本チェックリスト	意工夫により総合的に提供することができる事業。 65 歳以上の高齢者が自分の生活や健康状態を振り返り、心身の機能で衰えているところがないかどうかをチェックするためのツールで、全 25 項目の質問で構成されている。生活機能の低下のおそれがある高齢者を早期に把握し、介護予防・日常生活支援総
キャリアパス	合事業につなげて介護予防等を図ることを目的としている。 企業等において、従業員がどのようなキャリアを積んでいくかを 示した道筋のこと。ある職位に就任するために必要とされる経験や スキルを、どのような順序で身につけていくかを示すもの。
QOL	Quality of Life (クオリティオブライフ) の略で、生活の質のこと。
協議体	地域における多様な生活支援等のサービスが提供されるよう、 生活支援コーディネーターや生活支援サービスの提供主体等を 中心として、定期的な情報共有及び連携・協働による資源開発等 を図るための場。
居宅サービス (介護予防サービス)	居宅で生活を送る人を対象とした介護保険サービス。なお、「居宅」とは自宅のほか、軽費老人ホームや有料老人ホーム等の居室も含む。要支援1~2と認定された人は介護予防サービス、要介護1~5と認定された人は居宅サービスを利用できる。
ケアプラン	要介護認定者等が適切に介護サービスを利用できるよう、心身の状況や生活環境、本人や家族等の希望を踏まえて作成する介護プラン。
ケアマネジメント	利用者一人ひとりに対して、適切なサービスを組み合わせて提供するためのコーディネートをすること。
ケアマネジャー (介護支援専門員)	利用者の希望や心身の状態等を考慮してケアプランの作成やケアサービスの調整・管理を行う介護支援専門員。
権利擁護	判断能力が十分でない人や自己防御が困難な人が不利益を被 らないよう、その擁護者や代弁者が支援を行うこと。
高額介護サービス費	介護保険サービスに係る利用者負担について、一月の金額が 一定額を超えた場合、その超えた金額を高額介護サービス費とし て支給するサービス。
高齢化率	全人口に占める高齢者(65歳以上の人)の割合。
高齢者	65 歳以上の人。前期高齢者は65~74歳、後期高齢者は75歳 以上を指す。
高齢者虐待	高齢者に対し、心や体に深い傷を負わせたり、基本的な人権を 侵害することや尊厳を奪うこと。高齢者虐待防止法では、「身体的 虐待」「心理的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「経済的虐待」「性 的虐待」を定義している。
高齢者保健福祉圏域	介護保険サービス等、高齢者の保健福祉に関するサービスの 適切な提供を図るため、老人福祉法及び介護保険法によって都 道府県が定めることとされている圏域。

用語	説明
【さ行】	
サービス担当者会議	ケアプラン作成時等に開催され、ケアマネジャーが作成したケア プラン原案に基づいて、提供されるサービスの担当者を招集して、 ケアプラン原案の内容について検討する会議。利用者とその家族 の参加が基本とされる。
サービス付き 高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律(通称「高齢者住まい法」)の改正により創設された介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅のこと。
災害ボランティア コーディネーター	災害時に設置される「災害ボランティアセンター」の運営を支援 し、被災者のニーズとボランティア活動希望者のマッチング等を行 う人。
在宅医療	医師、歯科医師、看護師、薬剤師、リハビリテーション専門職等 の医療関係者が、往診及び定期的に通院困難な患者の自宅や老 人施設等を訪問して提供する医療行為の総称。
施設サービス	要介護1~5と認定された人が、介護保険法に定められた施設 に入所して利用する介護保険サービス。
社会福祉基盤	法律・制度やサービス提供体制及び様々な支援体制、それらの サービスを提供する事業所・施設、福祉を担う人々等、社会福祉 を支える土台(基盤)となるものの総称。
社会福祉協議会	地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、地域福祉推進の中心的な役割を果たす組織。
社会福祉士	身体上又は精神上の障害があり、日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言・指導等を行う専門家。社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された福祉専門職の国家資格。
若年性認知症	65 歳未満で発症した認知症性疾患(アルツハイマー型、脳血管型、レビー小体型等)の総称。
シルバー人材センター	高齢者に対して、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供 することを目的として設立された団体。
生活支援コーディネーター	生活支援・介護予防サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘等、地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチング等を行う人。(別名:地域支え合い推進員)
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が原因となり、発症・進行する疾病。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、精神的な障害があるため判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護するため、任意の代理人や家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が支援を行う制度。
【た行】	
ダブルケア	晩婚化・高齢出産の増加等を背景として、育児期にある者(世帯)が親や親族等の介護も同時に行うこと。

用語	説明
団塊ジュニア	「団塊世代」の子どもたちを示す言葉。狭義には 1971 年から 1974 年の3年間に生まれた世代で、第2次ベビーブーム世代とも 言われる。
地域支援事業	要介護・要支援状態になるおそれのある高齢者や一般の高齢者を対象として、効果的な介護予防・健康づくりサービスの提供や、地域での生活を継続するための生活支援サービスの提供等を行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業」、「任意事業」からなる。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを生涯にわたって続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。
地域密着型サービス (地域密着型介護予防 サービス)	高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように 提供される介護保険サービス。原則として、サービスを提供する事 業者のある市町村に住む人のみが利用可能。要支援1~2と認定 された人は地域密着型介護予防サービス、要介護1~5と認定さ れた人は地域密着型サービスを利用できる。
特定入所者 介護サービス費	低所得の要介護者が施設サービスや短期入所サービスを利用したとき、負担の軽減を図るために食費・居住費についてその一定の額を支給するサービス。
【な行】	
日常生活圏域	介護保険事業計画において、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めたもの。
認知症	脳の障害によって起こる病気で、アルツハイマー型認知症と脳血管性認知症、レビー小体型認知症の大きく3つに分けられる。 短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、老化による機能の低下とは異なる。
認知症地域支援推進員	地域における医療及び介護の連携強化並びに、認知症の人や その家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員。厚 生労働省が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地 域包括支援センター等に配置される。
【は行】	
8050(はちまるご一まる) 問題	高齢(80代前後)の親が、自立できない事情を抱える中高年(50代前後)の子どもを養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。
バリアフリー	高齢者や障害者だけではなく、全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること。

用語	説明
避難行動要支援者 支援制度	要介護認定者や障害のある人等、災害時に支援が必要と思われる人(避難行動要支援者)のうち、地域における支援等を希望される人について、本人や家族等の同意に基づいて情報を登録し、避難支援等の関係者に平常時から提供することで、災害時の支援体制づくりに役立てる制度。
被保険者	介護保険の被保険者を意味し、第1号被保険者(65 歳以上)と 第2号被保険者(40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者)に区分 され、介護保険料を払い、要介護(要支援)認定を受けることによ り、介護保険サービスを利用できる。
フレイル	加齢等により心身の活力(筋力や認知機能等)を含む生活機能 が低下し、将来、要介護状態となる危険性が高い状態を指す。
ボランティア連絡会	ボランティアグループ間の情報交換や交流を通じて、各ボランティアグループ同士の相互連携と活動促進を図ることを目的とした連絡会。
【ま行】	
民生委員児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の 人々の福祉に関する相談(生活上の問題、高齢者・障害福祉等の 福祉全般)を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、 児童の福祉に関する相談にも応じている。
【や行】	
有料老人ホーム	高齢者が入所し、食事の提供やその他の日常生活上必要な便宜を受けることができる施設で、老人福祉法による老人福祉施設でないもの。入居に際しては一定の費用が必要。
ユニバーサルデザイン	製品、建物、環境等について、できるだけ多くの人が利用できるように初めから考えてデザインする概念。
【ら行】	
老人福祉法	老人福祉の基本法として、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的に、昭和38年に制定された法律。

第8期藤井寺市いきいき長寿プラン ~高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画~ (令和3年度~令和5年度)

発行:藤井寺市健康福祉部高齢介護課・健康課

〒583-8583

大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 TEL 072-939-1111